

☆知って得する情報(第 27 回)

: 生命保険と死亡退職金の取り扱いはどうなるの? . . .

・ポイント

生命保険金も死亡退職金も、法定相続人の数が多いほど非課税部分が多くなります。

したがって、生命保険は相続税の節税対策として大変効果的ですが、納税資金の調達方法としても大変有効です。工夫して効果的に利用しましょう。

； 相続人 1 人につき 500 万円の非課税枠。

・ 生命保険金も死亡退職金も「500 万円×法定相続人の数」です。

(注)

1. 生命保険金には外国の保険業者から受け取る保険金も含まれます。
2. 死亡退職金とは、死亡後にその遺族が受け取る退職金のことを言います。
3. 死亡後 3 年経過後に支給が確定した退職金は、その遺族の一時所得として遺族に所得税と住民税が課税されます。
4. 生前に退職して受け取った退職金は、退職所得として退職した人に所得税と住民税が課税されます。
5. 生前に退職した場合でも、その支給金額が生前に確定せず、死亡後 3 年以内に確定したものは死亡退職金とはみなされ、相続税が課税されます。